第七十四条の次に次の一条を加える。

（薬局における製造販売の特例）

第七十四条の二　薬局開設者がその薬局において薬局製造販売医薬品（法第四十四条第一項に規定する毒薬及び同条第二項に規定する劇薬であるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）を販売し、又は授与する場合について法第四条第三項、第九条第一項並びに第三十六条の四第一項、第二項及び第四項の規定を適用する場合においては、法第四条第三項第四号ロ中「一般用医薬品」とあるのは「一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第三条第三号に規定する薬局製造販売医薬品をいい、第四十四条第一項に規定する毒薬及び同条第二項に規定する劇薬であるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。第九条第一項第二号において同じ。）」と、法第九条第一項第二号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）又は薬局製造販売医薬品」と、法第三十六条の四第一項中「薬剤師に、対面により」とあるのは「薬剤師に」と、「提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければ」とあるのは「提供させなければ」と、同条第二項中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、同条第四項中「提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければ」とあるのは「提供させなければ」とする。

2　前項に規定する場合については、法第三十六条の三第二項及び第三十六条の四第三項の規定を適用しない。

3　薬局製造販売医薬品の製造販売に係る法第十二条第一項の許可は、厚生労働大臣が薬局ごとに与える。

4　前項の場合において、当該品目の製造販売に係る法第十四条第一項及び第九項の承認は、厚生労働大臣が薬局ごとに与える。

5　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可については、法第十二条の二第一号及び第二号並びにこの政令第九条第三項の規定を適用しない。

6　第八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）が薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可又は製造販売の承認を行うこととされている場合における第三項又は第四項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「当該薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とする。

第七十五条第一項から第三項まで、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十一項中「第八十条第四項」を「第八十条第五項」に改める。

第七十六条第一項中「第八十条第五項」を「第八十条第六項」に改める。

第八十一条第一項中「、第三十六条第四項において読み替えて適用される同条第一項及び第二項」を削り、「第七十四条第一項」の下に「、第七十四条の二第一項第四項及び第二項」を加え、同条第二項中「第三十六条第四項」を「第七十四条の二第六項」に、「同条第一項及び第二項」を「同条第三項及び第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項第一号中「、第三十六条第四項において読み替えて適用される同条第一項及び第二項」を削り、「第七十四条第一項」の下に「、第七十四条の二第六項において読み替えて適用される同条第三項及び第四項」を加え、同項第二号中「第三十六条第四項」を「第七十四条の二第六項」に、「同条第一項及び第二項」を「同条第三項及び第四項」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○財務省令第五号

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）第十二条第一項の規定に基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月五日

財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令（平成十五年財務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条（見出しを含む。）中の「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○財務省令第六号

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）の廃止及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二十三号）の施行に伴い、独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十六年二月五日

財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令を廃止する省令

独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令（平成十五年財務省令第九十六号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号。以下「廃止法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（財務大臣が行う積立金の処分に関する経過措置）

第二条　廃止法附則第二条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）第十二条第一項の積立金の処分については、第一条の規定による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令（以下「旧機構省令」という。）第十三条本文及び附則第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧機構省令第十三条本文中「機構法第十二条第一項の」とあるのは「独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号。以下「廃止法」という。）附則第二条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧機構法（以下「旧機構法」という。）第十二条第一項の」と、旧機構省令附則第三条中「機構法第十二条第一項の規定による」とあるのは「廃止法附則第二条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧機構法第十二条第一項の規定による」と、「機構法第十二条第一項第二号に定める」とあるのは「廃止法附則第二条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧機構法第十二条第一項第二号に定める」とする。